

第 136 期 決 算 公 告

平成19年6月28日

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
代表取締役社長 森田 豊

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	789,472	預 金	11,361,270
コールローン及び買入手形	299,623	譲 渡 性 預 金	2,354,648
買入金銭債権	753,314	コールマネー及び売渡手形	153,620
特定取引資産	608,887	売 現 先 勘 定	683,686
金 銭 の 信 託	20,031	債券貸借取引受入担保金	292,166
有 価 証 券	5,265,243	特 定 取 引 負 債	53,682
貸 出 金	10,487,237	借 用 金	927,931
外 国 為 替	6,618	外 国 為 替	4
そ の 他 資 産	2,077,233	短 期 社 債	333,959
有 形 固 定 資 産	131,120	社 債	549,455
建 物	34,180	信 託 勘 定 借	1,319,548
土 地	86,808	そ の 他 負 債	878,955
建設仮勘定	478	賞 与 引 当 金	5,752
その他の有形固定資産	9,652	役 員 賞 与 引 当 金	85
無 形 固 定 資 産	134,619	退 職 給 付 引 当 金	10,078
ソ フ ト ウ ェ ア	28,595	繰 延 税 金 負 債	107,334
の れ ん	104,877	再評価に係る繰延税金負債	6,113
その他の無形固定資産	1,146	支 払 承 諾	516,865
繰 延 税 金 資 産	26,187	負 債 の 部 合 計	19,555,157
支 払 承 諾 見 返	516,865		
貸 倒 引 当 金	106,671	（純資産の部）	
投 資 損 失 引 当 金	6,718	資 本 金	287,517
		資 本 剰 余 金	242,538
		利 益 剰 余 金	429,674
		自 己 株 式	389
		株 主 資 本 合 計	959,340
		その他有価証券評価差額金	295,213
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,710
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,168
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,517
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	277,817
		少 数 株 主 持 分	210,749
		純 資 産 の 部 合 計	1,447,907
資 産 の 部 合 計	21,003,064	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,003,064

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第 2 条第 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2 に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 34 社

主要な会社名

住信リース株式会社

住信・松下フィナンシャルサービス株式会社

ファーストクレジット株式会社

すみしん不動産株式会社

住信アセットマネジメント株式会社

Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

なお、住信ビジネスパートナーズ株式会社他 7 社は、設立等により、当連結会計年度から連結しております。また、住信リース株式会社他 2 社は、株式の追加取得に伴い、当連結会計年度より、持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等から連結される子会社及び子法人等となっております。

また、住信オフィスサービス株式会社（株式会社 SBI 住信ネットバンク設立準備調査会社に社名変更）は、増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し、持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等としております。

非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信 i ファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社他 42 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第 95 条第 1 項第 2 号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 7 社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

ビジネクスト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信 i ファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社他 42 社は、匿名組合方式による貸貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第 101 条第 1 項第 2 号により持分法の対象から除外しております。

また、その他の持分法非適用の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、次のとおりであります。

8 月末日	1 社
11 月末日	1 社
12 月末日	10 社
1 月末日	3 社
3 月末日	19 社

8 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等、11 月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20 年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 当社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 建 物 | 3 年～60 年 |
| 動 産 | 2 年～20 年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20 年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は 350 百万円、「短期社債」は 240 百万円、「社債」は 109 百万円、それぞれ減少しております。
なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
9. 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保

の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記 24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 31,963 百万円であります。

11. 当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法と比べ、営業経費は 85 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	--

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 52,131 百

万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は51,101百万円（同前）であります。
 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
18. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）
39,377百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 106,401百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,337百万円
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,534百万円、延滞債権額は93,132百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,596百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は135,266百万円であります。
 なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
 これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,165百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 特定取引資産 44,365百万円
 有価証券 1,608,556百万円

貸出金	272,204 百万円
その他資産	65,971 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,230 百万円
売現先勘定	683,686 百万円
債券貸借取引受入担保金	292,166 百万円
借入金	219,024 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 743,159 百万円、その他資産 172 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 5,552 百万円、保証金は 17,036 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 16,807 百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,099 百万円

29. 「その他資産」には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額 6,316 百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成 17 年 3 月 31 日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成 19 年 4 月 17 日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しております。
30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 138,500 百万円が含まれております。
31. 社債には、劣後特約付社債 536,605 百万円が含まれております。
32. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 903,689 百万円、貸付信託 694,587 百万円であります。
33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 95,073 百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。
これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 95,073 百万円減少しております。
34. 1 株当たりの純資産額 738 円 77 銭
「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 5 円 79 銭減少しております。
35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下 38. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	534,464	218

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	502,183	501,472	711	785	1,497
地方債	100	99	0	0	0
短期社債	-	-	-	-	-
社債	204,292	203,361	930	-	930
その他	295	322	27	29	1
外国債券	295	322	27	29	1
合計	706,871	705,256	1,614	815	2,429

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	481,914	989,188	507,273	514,775	7,501
債券	955,035	951,480	3,555	1,340	4,895
国債	623,930	621,497	2,433	802	3,235
地方債	62,061	61,884	177	234	412
短期社債	-	-	-	-	-
社債	269,042	268,098	944	303	1,248
その他	2,150,581	2,143,336	7,245	17,803	25,049
外国株式	3	27	24	24	-
外国債券	1,692,225	1,672,190	20,035	3,572	23,607
その他	458,352	471,117	12,765	14,207	1,441
合計	3,587,532	4,084,004	496,472	533,919	37,446

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた金額は 643 百万円（費用）であります。また、時価ヘッジの適用の結果、純資産直入処理の対象となる金額は 497,116 百万円であり、同対象額から繰延税金負債 201,581 百万円を差し引いた 295,535 百万円のうち少数株主持分相当額 274 百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 22 百万円を控除した額 295,238 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について 2,739 百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合であります。

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,248,298	27,204	19,143

37. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場債券	237,619
貸付信託受益証券	225,258
非上場外国証券	92,060

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	344,357	960,828	535,419	55,069
国債	196,627	463,310	410,683	53,060
地方債	5,109	23,829	33,045	-
短期社債	-	-	-	-
社債	142,620	473,689	91,690	2,009
その他	264,901	712,136	628,122	661,043
外国債券	164,101	522,380	600,519	436,140
その他	100,799	189,756	27,602	224,902
合計	609,258	1,672,965	1,163,542	716,112

39. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	18,031	460

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000	-	-	-

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,967,492百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,876,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	230,848 百万円
年金資産(時価)	310,612
未積立退職給付債務	79,764
未認識数理計算上の差異	10,294
未認識過去勤務債務	842
連結貸借対照表計上額の純額	70,313
うち前払年金費用	80,391
退職給付引当金	10,078

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,246,868百万円であります。
 - (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
 - (6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
43. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
44. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

45. 当連結会計年度におけるストック・オプションの内容、規模及びその変動状況については以下の通りであります。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成 14 年 6 月 27 日	平成 15 年 6 月 27 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13 人 当社執行役員 13 人 当社従業員 400 人	当社取締役 13 人 当社執行役員 13 人 当社従業員 415 人
株式の種類及び付与数	普通株式 2,514,000 株	普通株式 1,186,000 株
付与日	平成 14 年 7 月 23 日	平成 15 年 6 月 30 日
権利確定条件	定めなし	定めなし
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	自 平成 16 年 7 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日	自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成 14 年 6 月 27 日	平成 15 年 6 月 27 日
権利確定前		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後		
前連結会計年度末	470,000 株	501,000 株
権利確定	-	-
権利行使	458,000 株	401,000 株
失効	12,000 株	1,000 株
未行使残	-	99,000 株

単価情報

権利行使価格	656 円	415 円
行使時平均株価	1,171 円	1,285 円

46. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、11.36%であります。

連結損益計算書

平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		853,365
信託報酬	73,226	
資金運用収益	344,541	
貸出金利	184,710	
有価証券利息配当金	127,848	
コールローン利息及び買入手形利息	7,855	
債券貸借取引受入利息	180	
預け金利息	16,409	
その他の受入利息	7,538	
役員取引等収益	134,250	
特定取引収益	8,311	
その他の業務収益	261,632	
その他の経常収益	31,403	
経常費用		683,194
資金調達費用	184,455	
預金利息	94,162	
譲渡性預金利息	19,259	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,400	
売現先利息	36,257	
債券貸借取引支払利息	3,324	
借入金利息	5,504	
短期社債利息	1,311	
社債利息	9,014	
その他の支払利息	14,221	
役員取引等費用	30,498	
特定取引費用	166	
その他の業務費用	222,739	
その他の経常費用	183,334	
貸倒引当金繰入額	61,998	
その他の経常費用	34,181	
	27,816	
経常利益		170,171
特別利益		5,214
固定資産処分利益	2,273	
償却債権取立利益	441	
その他の特別利益	2,500	
特別損失		7,607
固定資産処分損失	518	
減損	7,088	
税金等調整前当期純利益		167,778
法人税、住民税及び事業税		59,830
法人税等調整額		1,086
少数株主利益		5,214
当期純利益		103,820

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 62円05銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 62円04銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益 12,350百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額 6,718百万円、貸出金償却 6,462百万円を含んでおります。
7. 「その他の特別利益」は、株式会社ユーエフジェイホールディングス等UFJグループ3社(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ等三菱UFJグループ3社)に対する損害賠償請求訴訟の和解解決金であります。
8. 当連結会計年度において、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発の意思決定により、将来の除却、売却等が意思決定されている建物について、減損損失を 4,736百万円計上しております。その他、遊休資産(将来の廃止が既に意思決定されているもの等)に該当する土地建物及びソフトウェア等について、減損損失を 2,352百万円計上しております。
- グルーピングについては、主として当社の営業支店単位を基礎とし、本部ビル、事務センター、厚生施設等は共用資産としております。遊休資産等については、将来の廃止(除却、売却等を含む)が既に意思決定されているもの等であり、各資産を各々独立した単位としております。
- 減損損失の測定には、回収可能価額を使用しており、回収可能性があるものは正味売却価額(主として鑑定評価額)に基づき算定し、回収可能性が認められないものは、帳簿価額を全額減損損失として計上しております。